

## 自立支援医療費(精神通院) 住民税額や本人所得などに変更があった方

加入する保険の変更や、住民税の年度切り替え等により所得区分(自己負担上限額)に変更が生じる場合、必要な書類は、次の5点です。

### (1) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

申請窓口でお渡ししています。

### (2) 区市町村民税額と所得が確認できる書類

住民税額が確認できる書類を省略できるようになりました。ただし住民税課税地が大田区外の場合は、マイナンバーの情報連携により確認するため、別途「世帯調書」をご提出いただきます。世帯調書には次の①又は②の方のマイナンバーの確認書類の提示が必要となります。

住民税課税地が大田区外でマイナンバーの確認書類の提示ができない場合は、次の①又は②の住民税課税(非課税)証明書、住民税決定通知書または納税通知書の写しが必要です。

- ① 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療の場合は、同じ保険証の加入者全員分。
- ② ①以外の医療保険で受給者が被保険者の場合は本人分、被扶養者の場合は本人分と被保険者分。

非課税の方で、受給者が障害年金等を受けている場合はその金額がわかるもの。

### (3) 自立支援(精神通院)医療受給者証

受給者証の自己負担上限額に記載が変更になるので、申請窓口で回収します。

国保受給者証もお持ちの方は、あわせてご持参ください。紛失や他の申請等で受給者証が手元に無い場合は、申請窓口にてその旨をお伝えください。

### (4) 番号確認書類

「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード」「マイナンバー記載の住民票」のいずれか1点

- ※ 対象者が18歳未満の場合は、本人分と申請する保護者分で2人分の番号確認書類が必要になります。
- ※ 通知カードは、通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時点の住民登録内容と一致している場合のみご使用できます。

### (5) 本人確認書類

申請窓口申請に来所する方の本人確認書類が必要です。本人確認書類の種類によって、1点又は2点で確認をさせていただきます。

#### < 1点で確認 >

「写真付き」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:マイナンバーカード、免許証、写真付きの障害者手帳、パスポート、在留カード等)

#### < 2点で確認 >

「写真なし」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:保険証、生活保護受給証明書、自立支援受給者証、写真なしの障害者手帳、年金手帳等)